

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 日本政府  
援助琉球政府財政赤字問題 (2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43567">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43567</a>

冲绳 来往 电话

ソカヒ 万大博飯

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

214

電信写

大政海外課  
事務次長 典房  
官官官審審長長  
備給入員員計  
備文会管給

総番号(TA) 5-1562 主管  
70年10月17日17時45分 伊 堀 発着 北  
70年10月16日17時54分 本 省 着

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

財政関係3項目

第456号 略 至急

貴電米北/第227号第1及び第2項に関し

1. PREPCOM会議前には時間的余ゆりなかりしを以つて会議後ランバード弁務官の来室を求め本件につき申入れた上弁務官の意見をたずねたところ、自分の意見をちようされたる貴大臣の御配慮に対して深じんの謝意を表すものであるが、問題の性質にかんがみ専門のものの意見をもちようし改めてひ見を通報致したしとのことであつたので、右を了承した。

2. なお、弁務官は本日午後りゆう政ならびに全軍労に対し、カテナ基地にて雇用中の92名のせんたくふの解雇予告を行なうこととなつたことを申述べ、右解雇は30日後に実施されること及び、B52撤去に直接関連せしむることを得ず、おきなわの軍事的配備の変更にもなう処置とのみRFRFRし得る次第なる旨内話した。(弁務官は本件の通報を遅らすため努力し若干の成功を見たが、この種解雇が当該労務者に与える打撃については誠に同情にたえないと心痛の表情であつた。)

外務省

ア 参地中東  
長 北東西  
参北北保  
中南  
参西東洋  
長 西東

近ア 参審近ア  
長 次総経國万  
長 参實統  
長 参政技二  
長 参政経科  
長 参政経科  
長 参道内外  
長 参道内外

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

329

電信写

ソカヒ

大政海外課  
事務次長 典房  
官官官審審長長  
備給入員員計  
備文会管給

総番号(TA) 53347 主管  
70年10月27日19時45分 沖 堀 発着 北  
70年10月21日21時41分 本 省 着

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

高等弁務官との会談

第488号 極秘 至急(ゆう先処理)

往電第456号に関し

本日午後4時より約1時間弁務官を往訪、こん談したるが、その概要左記の通り。(ノールズ同席)  
1. 弁務官は貴大臣が先般のあか字問題、資金部資金、予算、税制等(非りゆうきゆう人課税を含む)の問題につき、自分の意見をちようされたることは誠に感謝にたえざるところであるが、右につきの見解を申述べればとて別電第490号の書物の内容を各項目毎に説明した。

2. 右書物を本使参考として受領したる後、弁務官と若干の点につき談合したが、本件の取扱いについては関係各軍とも十分こん談した上での所見であること、非りゆうきゆう人税問題は、金額においてきん少のものであるが、当地関係者はそれぞれ米議会に代表者を持つ如き状況にあり、なかなかTOUCHYな問題でく心を要することを述べるところがあつた。また、その発言には第1項冒頭の諸問題は当地における特殊事情あり、右を知しつする弁務官ならびにれい下の民政府が総力をつくして現地日りゆう機関と

外務省

ア 参地中東  
長 北東西  
参北北保  
中南  
参西東洋  
長 西東

近ア 参審近ア  
長 次総経國万  
長 参實統  
長 参政技二  
長 参政経科  
長 参政経科  
長 参道内外  
長 参道内外

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

共に解決に当ることが妥当であるとの決意がにじみ出ていた。

3. 本使より、りゆう政労働管理室問題につき、それとなく、即ち、本年5月の山中長官、弁務官及び10月の貴大臣、弁務官会談における雇よう制度改善のためのりゆう政係官訓練の点に言及、弁務官の意見を求めたところ、自分個人としてはりゆう政労働係官の訓練のための組織も出来上れば政治的な動きをすることもあり、真にそのために設立するのならば現在では早過ぎ、例えば復帰6カ月前位が如何かと考えている旨述べ、現時点においては右設置に弁務官が同意することはなかなか難しいとの感觸を得た。

(了)

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

リカヒ  
大臣 外務省  
事務次長 典房  
大臣官舎審議長 長  
官舎審議長 長  
官舎審議長 長  
官舎審議長 長  
官舎審議長 長

参調析企  
参領旅移

ア 参地中東  
長 参北北西  
参北北西  
中南  
参西東洋  
長 参西東

近ア長  
参書近ア  
次総総國万

長 参官統  
参政技二  
参政技二  
参政技二

長 参務協親  
参政經科  
参社専

長 参道内外  
参道内外

総番号(TA) 53346  
70年10月27日 19時50分 対 総 発 著  
70年10月27日 21時59分 本 省 領 事

外務大臣殿 参總(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

非りゆうきゆう人課税問題

第489号 略 至急

往電第488号に關し

ファイリー民政官がヨシオカに内話したところ次の通り、非りゆうきゆう人に対する課税レベルは自動車税を手はじめとして、復帰時まで他の税域についても序々に上げを計り復帰時のギャップを出来るだけ少なくするよう極秘りに検討しているところ、これが民間関係者に事前にもれるとうるさい政治問題になるので極めて用心深くやっている。こういうこともあつて、今後非りゆうきゆう人からのつき上げがあつた場合、日本政府は本件には全く関与せられていないと言える状態の方が都合がよいとの考慮も自分の考え方に含まれている。

(了)



THE FOLLOWING IS  
PROVIDED IN RESPONSE TO FOREIGN MINISTER AICHI'S  
REQUEST FOR HICOM'S OPINION ON THE GOJ'S DESIRE  
TO INCLUDE DISCUSSION OF GRI REVENUES, TAXATION  
AND BUDGETS, WITH DUE ATTENTION TO THE MATTER  
OF TAXATION OF NON-RYUKYUANS, IN  
DISCUSSIONS AT THE DIPLOMATIC LEVEL IN TOKYO

ON ANY GRI INDEBTEDNESS AT REVERSION. THE FOREIGN  
MINISTER'S COURTESY IN SEEKING THE HICOM'S OPINION  
ON THIS MATTER IS APPRECIATED. THE HICOM IS PLEASED  
TO PROVIDE HIS VIEWS AS FOLLOWS. WHILE DISPOSITION  
OF ANY GRI INDEBTEDNESS AT REVERSION IN AN  
APPROPRIATE SUBJECT FOR  
DISCUSSION AT THE DIPLOMATIC LEVEL, IT IS  
BELIEVED THAT THIS MATTER SHOULD BE DISTINGUISHED  
FROM THE MATTER OF ADVICE AND ASSISTANCE TO THE  
GRI ON CURRENT BUDGET, TAXATION AND REVENUE ISSUES.  
ADVICE AND ASSISTANCE ON THESE ISSUES SHOULD REMAIN  
A MATTER OF LOCAL HICOM SUPERVISORY RESPONSIBILITY  
VIS-A-VIS THE GRI. THE  
U.S. CIVIL ADMINISTRATION WILL BE CONTINUING  
ITS EFFORTS TO ENCOURAGE FISCAL RESPONSIBILITY BY

THE GRI, IN THE INTEREST OF EFFECTIVE ADMINISTRATION  
ON BEHALF OF THE RYUKYUAN PEOPLE. IT IS HOPED  
THAT THESE EFFORTS WILL BE SUPPORTED BY JAPANESE  
REPRESENTATIVES IN OKINAWA, AS PROPOSED IN THE  
PREPARATORY COMMISSION. THROUGH SUCH PARTICIPATION  
THE GOJ'S UNDERSTANDING OF THE GRI REVENUE,  
TAXATION AND BUDGET PLANS AND DEVELOPMENTS, AND OF  
U.S. VIEWS WITH RESPECT THERETO, WILL BE ENHANCED.  
TAXATION OF NON-RYUKYUANS IN OKINAWA PRESENTS  
DIFFICULT PROBLEMS WHICH MUST CONTINUE TO BE DEALT  
WITH EXCLUSIVELY BY THE USG IN LIGHT OF ALL  
RELEVANT FACTORS. SINCE MODIFICATION  
OF EXISTING TAX LEVELS FOR NON-RYUKYUANS  
WOULD HAVE LITTLE IMPACT ON GRI FINANCES,  
EXCLUSION OF THIS MATTER FROM THE AREA OF ADVICE  
AND ASSISTANCE IN WHICH GOJ PARTICIPATION IS DESIRED  
SHOULD NOT SIGNIFICANTLY DETRACT FROM OUR JOINT  
EFFORT TO ENCOURAGE GRI FISCAL RESPONSIBILITY. THE  
ABOVE VIEWS WILL CONTINUE TO FORM  
THE BASIS OF THE U.S. POSITION IN THE  
PREFCOM ALTERNATES IN REGARD TO THE GOJ'S  
PROPOSAL FOR AN EXPLANATORY NOTE RELATING TO

THE PARTICIPATORY ITEMS IN PARA 4 OF THE U.S.  
DRAFT "IMPLEMENTATION SCHEDULE"

(3)





米政援助 = crossfile

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

391

ソカヒ  
大政事外務省  
務次典房  
官管管書長長  
係人厚計  
文會管給  
係  
長  
参観新企  
参領旅移  
ア 参地中東  
長 北西  
米 参北地保  
中南番  
欧 参西東洋  
長 西東  
近ア 参審近ア  
長 次総経國万  
長 参實統  
経協長 参政按二  
参 國一理  
長 参条協規  
長 参政経科  
長 専社專  
長 参道内外  
長 文長

総番号(TA) 62397  
70年 12月 17日 11時 15分 沖 総 発着 米  
70年 月 日 13時 50分 本 省 着 米

外務大臣殿 高橋大使 臨時代理大使 総領事 代理

1972年度米政援助の説明

第677号 略

16日カトウ事務局長を民政府クレーマー計画局長及びクレーク渉外局長が来訪し、72年度のおきなわに対する米政援助の概要を説明したが、要旨次の通り。

1. 1972年度の援助総額は21,240千ドルで前年度の27,304千ドルに比し減少した。特にARIA資金については72年度は、PUBLIC SAFETY SERVICEの1項目1,250千ドルのみで前年度の3,845千ドルに比し大はばに減少した。(資料空送)
2. 72年度に限り、支出手続上の特例として、71年2月から支出を可能ならしめることができる措置を講ずるが、これは各PROJECTが72年の復帰をひかえ円かつに進ちよくするようにとの配慮である。
3. 今回提出した金額は、ワシントンの国防省及び大統領府予算局の承認を経たものであるが、今後修正さるべき余地としては米国議会のみに残されている。
4. 本件はりゆうきゆう政府側の対応費手当ての関係もあ

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

り、GRIに既に説明してあるが、日本政府部内において近く本格的セッショが大蔵省と各省間で開始される点にかんがみ、日本側としては、米側側の事情を了解した上でGRIと協議し対おきなわの日政援助を計画して欲しいと考慮したため、今回の説明を行なうものである。

5. 71年度予算についても付言し、フクチ・ダムからインカワ市までのPIPER LINE設計費4,500,000(1971年度)については、日政と民政府の考え方が基本的に対立しており、1月に日本政府の態度が決定する点に存しているが、若しこの程度と意見の一致を見なければこの金額の支払いは不可能になる。

6. 米側は、本件はまだワシントンにおいても発表しておらず、来年1月中旬に発表する予定であり、それまではCONFIDENTIALにされたいと要望した。

7. カトウ局長より謝意を表するとともに米政援助の額がより多額であることを期待していたが、ともあれこの金額が確実に米政援助として具体化されるよう今後における民政府側の努力を期待すると発言した。

(丁)

-2-

外務省

ソカヒ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政軍外外機官  
事務次長 典房  
臣官官審審長長  
能総入電厚計  
備文会営給  
国資長領移長  
参領移

総番号(TA) 63505  
70年12月23日2時45分 米(原) 務著 米北  
70年12月24日09時56分 本省 務著 米北

外務大臣殿 牛場(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

参地中東  
長北東西  
参北北保  
参一二  
参西東洋  
西東

近ア長経  
参審近ア  
次総経國万  
長経協長参  
参質統國  
参政技二  
國一理  
参条協規  
長國  
参政経科  
長情長文長  
軍社専  
参道内外  
一二

米国のオキナワ援助(7/会計年度)

第3819号 略 至急(ゆう先処理)

注電第3501号に関し。

23日。陸軍省フレイマズオキナワ担当官は当方に対し

米国の7/年度オキナワ向援助(米民政府行政費も  
含む)が両院協議会の結果 647万6,000ドルに決  
定した旨述べた。詳細不明なるもとりあえず。

(丁)

外務省

ソカヒ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政軍外外機官  
事務次長 典房  
臣官官審審長長  
能総入電厚計  
備文会営給  
国資長領移長  
参領移

総番号(TA) 00307  
70年12月5日18時10分 沖繩 務著 米北  
70年12月5日21時07分 本省 務著 米北

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

参地中東  
長北東西  
参北北保  
参一二  
参西東洋  
西東

近ア長経  
参審近ア  
次総経國万  
長経協長参  
参質統國  
参政技二  
國一理  
参条協規  
長國  
参政経科  
長情長文長  
軍社専  
参道内外  
一二

代理会議

第4号 略

客年往電第685号に関し

5日の代理会議の概要次の通り。

1. ショットより。財政関係3項目についてのGOJの具  
体的なPARTICIPATIONの方法等技術的な面  
での話し合いのため当地の日米りゆう専門担当官レベルの小  
委員会の設置を提案した。セナガは具体的な運営方法につ  
いては十分検討する必要がある旨を指摘し。わが方として  
もかかる機会が持たれることについては同意する旨取りあ  
えず述べておいた。(米例からはクレーマー企画局長をメ  
ンバーとする方針の由)

2. 13日の代表会議用りポートに直ちに着手することと  
し。右に盛り込むべきものとして。ヨシオカより。客年往  
電第579号前段の諸点のほか更に最近の主要な日本側復  
帰準備のための調査団の目的及び活動等の概要に言及する  
ことを提案した。

3. セナガより。オン・ショとして4日の立法院復帰対策

外務省

手字 file

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

特別委における主席及び立法院議員の選挙ならびに条例制定の問題（往電第 / 5 号参照）に言及しつつ、問題点は、（1）大統領行政命令の修正の要否、及び（2）必要なりとすれば、米側がこれに好意的なりや否や、の2点にしばられるところ。星議長は、行政命令を厳格に解釈すれば修正の要あるも、若し米側に実質的に異議がなければ形式上には修正なしで済ませることも可能なるべしとの考え方なる旨ひろうした。また立法院の一部には / / 月選挙において復帰時点で知事及びけん会議員とみさなれ得る者を主席及び立法院議員として選出すべしとの少数意見もあるところ。セナガ個人としては、復帰まではりゆう政のすべての権限は米國施政権のもとに存するもので余り前広にかかる選挙を行なうことは妥当と言ひ難いと判断する旨付言した。

4. 上記 / . については、本件合意の経過にかんがみ、米側の提案はこれを受止め、常設的なものとするか否かについては当初よりコミットせず、随時各エレメントの専門家が会合して話し合う機会としてこれを活用すること然るべしと存せられるところ。人選及び運用等につき事務局とも協議することと致すべきも現段階で心得べきことあらば何分のぎ回電ありたい。

（了）

秘

フカヒ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

（大蔵省外務省）  
事務次長 典房  
臣官直轄審長長  
備給人電厚計  
備給文会管給  
国資長領移長  
参調析企  
参領旅移

参地中東  
長 北東西  
参北北保  
長 中  
参西東洋  
長 西東

近丁長  
参書近ア  
次経経国万  
長経協長  
参貿統  
参政技二  
国一理  
参案協協  
長国  
参政経科  
長専  
参内内外  
長文  
一二

総番号 (TA) 617  
77年 / 月 7日 15時 25分 沖繩 飛米北  
77年 / 月 7日 17時 45分 本 省 署  
外務大臣 殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

PARTICIPATION問題

第25号 略

往電第 / 4号 に関し

米側が小委員会を設置してりゆうきゆう政府の財政問題に係る PARTICIPATIONを論議する意図がなへんにあるかを、山口をしてクレーマー計画局長に非公式にサウンドせしめたところ先方の発言次の通り。

(1) 特に小委員会を設置して3項目の合意の実施を推進するのは、りゆう政の72年度予算編成が3月一ぱいで完了する予定なので時間的に急ぐ必要がある。

(2) 従って今回取り上げようとする PARTICIPATIONの対象は72年度予算編成に限り、いわゆる INDEBTEDNESSの問題には触れない。

(3) 小委員会は先般合意を見た AGREEMENTの実施にすぎず、いわゆる外交交渉中のあか字問題とは全然関係のない話であると理解している。

(4) 東京の交渉については特にインフォームされていないが、専ら LEGAL ASPECTが議論されているよ

553

MOFI 研 ONTA

秘

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

うに思う。従って自分(ク)は財政専門家なので東京交渉が財政分野の段階に入るまでは直接関係がないと思っ

(5) 72年度の米政援助金については、先般内示された金額より減額される可能性はあつても増額される可能性は全くない。

(6) (NON RYUKYUAN TAXATION)については、米側で今年7月から自動車税については、若干引上げる予定があるやに聞いているが、これらをも含め小委員会に論議し実施する用意があるかとの質問に対し、合同税審において米側の提案した3カ年計画に沿つてりゅうきゆう政府側が民立法を改正して増税をしなければ、米側だけがぎせいの非りゅうきゆう人の税金を引上げる意図はない。

(7) (72年度のりゅうきゆう政府予算の編成に対しては、従来どおり民立法の増税を要求するつもりかとの質問に対し) 72年度において日本政府がかなりほうふな日政援助金を支出する上に更に増税を実施してもあまり意味はない。何故ならば財源がゆたかにならばなる程りゅうきゆう政府は、人員増加や不急不用の経費にじゅう当するおそれがある。(歳入面への関心がうすいことを示した)

(8) (いわゆる財政3項目(予算編成)のPARTIC

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

IPATIONについては具体的に米側としては72年度予算で何をりゅうきゆう側に求めるのかとの質問に対し) 税制については前述の通りであり、資金運用部については復帰後は日本政府へ引き継がれることになるので、一般会計への貸出しもすべて日本政府のりゅうきゆう政府に対する債権として引き継がれることになりこれはあか字交渉で解決さるべきであるが、米側としてはりゅうきゆう政府が従来からとつて来た放まんな支出面に対し、チエツクを厳しく実行したい。(更に「ク」は、支出面での審査、チエツクはこの際日本政府側と一語になつてりゅうきゆう政府に対し実施したい旨強調した。)

(9) 以上の意見はあくまでも自分の非公式個人的なものにすぎない。

(丁)

秘

ソカ  
ヒ

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

129

大政外外  
務次典房  
臣官官審審長長  
備給人電厚計  
備書文会當給

電信写

総番号(TA) 00615 主管  
70/年 月 7日 17時20分 沖繩 発着 米北1  
70/年 月 7日 17時26分 本省

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理  
第26回代表会議のための報告書案

第26号 略 大至急

往電第14号に関し

1. ドラフティング・グループで作成した報告書案別電第27号の通り。当方としては、右にて同意して差支えないものと思料する。

2. 代理会議は、8日午前最終会合を開催して上記報告書案を検討し、最終案文を確定するので、上記案文につき当方何ら心得べき案あらば、おり返し回電願いたい。なお、米案のうち第1節後段のON 5 JANUARY / 97/以下の表現は、今後若干の変更の可能性あるものと予想される。(各付表(TAB)については然るべく準備中なるも当方に一任願いたい)

(了)

(写手交 7.18.35)

参調折企  
参領旅移

参地中東  
北東西  
参北北保  
参一二  
参西東洋  
西東

参近ア  
次総経国万  
参貿統国  
参政技二  
国一理  
参協規  
参政経科  
軍社専  
参道内外  
一二

外務省

ソカ  
ヒ

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

408

大政外外  
務次典房  
臣官官審審長長  
備給人電厚計  
備書文会當給

電信写

総番号(TA) 650 主管  
71/年 月 7日 17時30分 沖繩 発着 米北1  
71/年 月 7日 20時45分 本省

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

第27回代表会議のための報告書案

第27号 平 大至急  
往電第26号 別電

(以下英文)

参調折企  
参領旅移

参地中東  
北東西  
参北北保  
参一二  
参西東洋  
西東

参近ア  
次総経国万  
参貿統国  
参政技二  
国一理  
参協規  
参政経科  
軍社専  
参道内外  
一二

外務省

IN ACCORDANCE WITH THE "AGREEMENT TO FACILITATE A SMOOTH TRANSFER OF CIVIL ADMINISTRATIVE RIGHTS OF THE UNITED STATES TO JAPAN UPON REVERSION," SIGNED BY THE PRINCIPALS ON 9 NOVEMBER 1970 AND APPROVED BY CONCOM ON 19 NOVEMBER 1970, THE GOJ ASSUMED, ON 1 DECEMBER 1970, FOURTEEN ADVISE AND ASSISTANCE AND SUPERVISORY FUNCTIONS WHICH WERE FORMERLY PERFORMED BY THE USG. ON 5 JANUARY 1971, THE ALTERNATES AGREED TO ESTABLISH AN AD HOC SUBCOMMITTEE TO DISCUSS THE THREE "PARTICIPATION" ITEMS (GRI BUDGETS, TRUST FUND BUREAU FUND, AND TAXATION AND REVENUE MATTERS) THAT ARE LISTED IN SAID AGREEMENT. 2. ON 6 MAY 1970, THE PRINCIPALS AUTHORIZED THE ALTERNATES TO FORMULATE PROCEDURES FOR THE COORDINATION OF INFORMATION GATHERING ACTIVITIES BY OFFICIAL GOJ MISSIONS FROM AUTHORITIES OF THE USG IN OKINAWA FOR PURPOSES RELATING TO REVERSION. A LIST OF THESE MISSIONS IS AT TAB A. 3. THE ALTERNATES ARE PLEASED TO REPORT THAT ON 18 NOVEMBER 1970, THE USG,

THE GOJ, AND THE GRI, SIGNED A MEMORANDUM CONCERNING THE PERSONNEL EXCHANGE BETWEEN THE GOVERNMENT OF JAPAN AND THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS. A COPY OF THIS MEMORANDUM IS AT TAB B. 4. IN AN EFFORT TO BROADEN THEIR PERSPECTIVES ON A WIDE RANGE OF MATTERS RELATED TO REVERSION, THE ALTERNATES AND THEIR STAFFS HAVE BEEN BRIEFED BY THE FOLLOWING PERSONS: A. MR. TONAKI, PRESIDENT OF THE OKINAWA TOURISM DEVELOPMENT CORPORATION, 15 DECEMBER 1970, ON THE WORK OF HIS AGENCY. B. MR. OSHIRO, PLANNING DIVISION CHIEF, GRI PLANNING DEPARTMENT, 22 DECEMBER 1970, ON THE ECONOMIC OUTLOOK FOR OKINAWA AFTER REVERSION AS ENVISAGED IN THE GRI LONG-RANGE ECONOMIC PLAN. C. COL CARNEY, STAFF JUDGE ADVOCATE, USARJCS, AND MR. EISENSTEIN, CHIEF, LEGAL DIVISION, USCAR LEGAL AFFAIRS DEPARTMENT, 5 JANUARY 1971, ON THE ORGANIZATION AND OPERATION OF THE US MILITARY AND USCAR COURT SYSTEMS. 5. THE ALTERNATES INVITE THE PRINCIPALS TO DIRECT THEM TO CONTINUE TO WORK

ON SUCH REVERSION MATTERS THAT THE ALTERNATES  
OFFICIALLY ACCEPT FOR FORMAL CONSIDERATION. 6.  
TO RESPOND TO THE REQUEST OF THE CONSULTATIVE  
COMMITTEE TO BE KEPT INFORMED OF THE  
PROGRESS OF THE COMMISSION FROM TIME TO TIME,  
THE ALTERNATES RECOMMEND THAT A COPY OF  
THIS REPORT, UNDER THE TITLE OF "REPORT TO  
THE CONSULTATIVE COMMITTEE FROM THE  
PREPARATORY COMMISSION," BE FORWARDED THROUGH  
PROPER CHANNELS TO CONCOM TOGETHER WITH AN  
INDICATION OF THE ACTION TAKEN ON IT BY THE  
COMMISSION AT THE 13 JANUARY MEETING.

(字手交清, 7日 20:45)

ソカヒ

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大政事外務省  
事務次長  
官審長  
官人監  
文会  
参調折企  
参領移  
中東  
北西  
北保  
中南  
参一  
西東洋  
西東  
参近  
次総経国  
参質統  
参政技二  
国一理  
参協  
参政経科  
軍社専  
参道内外  
一二

電信写

總番号(TA) 780  
70/年 月 8 日 12時40分 沖繩 発 北1  
70/年 月 8 日 12時57分 本省 着  
外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

代理会議

第30号 略 至急 (ゆう先処理)

往電第27号に関し

1月8日代理会議の内容次の通り

1. 「代理会議」から代表会議への報告(案)について審議した結果、別電の通り修正案を暫定的に合意した。
2. 1/3日の代表会議の後公式合同記者会見は行なわず。求めに応じて個別に内容を説明する。
3. りゆう政側はいわゆる「復帰対策けん民会議」について現在人選中であるが、10日かまたは13日に50人の委員を任命すると同時に初会合を開く予定である旨発言した。

(丁)

外務省

ソカヒ

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大政事外務省  
事務次長  
官審長  
官人監  
文会  
参調折企  
参領移  
中東  
北西  
北保  
中南  
参一  
西東洋  
西東  
参近  
次総経国  
参質統  
参政技二  
国一理  
参協  
参政経科  
軍社専  
参道内外  
一二

電信写

總番号(TA) 00789  
70/年 月 8 日 12時45分 沖繩 発 北1  
70/年 月 8 日 15時16分 本省 着  
外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

代理会議

第31号 平 至急 (優先処理)  
往電第30号別電  
(以下別紙英文)

外務省

359



1. FOR THE PREPARATORY COMMISSION THE MAJOR EVENT OF 1970 WAS THE SIGNING ON 9 NOVEMBER 1970 OF THE " AGREEMENT TO FACILITATE A SMOOTH TRANSFER OF CIVIL ADMINISTRATIVE RIGHTS OF THE UNITED STATES TO JAPAN, UPON REVERSION." SUBSEQUENT TO THAT EVENT, AND WITH THE STATUS OF REVERSION NEGOTIATIONS IN TOKYO IN MIND, THE ALTERNATES HAVE SOUGHT TO PREPARE THEMSELVES AND THEIR STAFFS FOR THE ANTICIPATED TASKS OF 1971. 2. ON 5 JANUARY 1971, THE ALTERNATES AGREED TO TRY TO EXPLORE HOW TO IMPLEMENT THE THREE "PARTICIPATION" ITEMS ( GRI BUDGETS, TRUST FUND BUREAU FUND, AND TAXATION AND REVENUE MATTERS) THAT ARE LISTED IN THE AGREEMENT OF 9 NOVEMBER 1971. 3. IN KEEPING WITH THE RESPONSIBILITIES PLACED ON THEM BY THE PRINCIPALS TO COORDINATE INFORMATION-GATHERING ACTIVITIES IN OKINAWA BY GOJ MISSIONS, A LIST OF 11 SUCH MISSIONS HAS BEEN INCLUDED AT TAB A. 4. IN IMPLEMENTATION OF AN ADVISORY COMMITTEE RECOMMENDATION (NO. 35 ) DESIGNED TO PROMOTE THE EXCHANGE OF OFFICIAL PERSONNEL BETWEEN THE GOJ AND THE GRI IN PREPARATION FOR

REVERSION, A " MEMORANDUM CONCERNING THE PERSONNEL EXCHANGE BETWEEN THE GOVERNMENT OF JAPAN AND THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS" WAS SIGNED ON 18 NOVEMBER 1970. AT ALTHOUGH THE PREPARATION OF THIS MEMORANDUM WAS NOT A RESPONSIBILITY OF THE ALTERNATES, A COPY IS INCLOSED AT TAB B, BECAUSE OF ITS DIRECT PERTINENCE TO THE OVERALL RESPONSIBILITY PLACED ON THE PREPCOM TO CONCERN ITSELF WITH THE LOCAL ASPECTS OF REVERSION. 5. SUBSEQUENT TO THE PRINCIPALS' MEETING OF 9 NOVEMBER, THE ALTERNATES HAVE SOUGHT TO BROADEN THEIR PERSPECTIVES ON A WIDE RANGE OF MATTERS RELATED TO REVERSION BY ARRANGING THE FOLLOWING BRIEFINGS:

(以下 A. B. C. 各冒頭 往復 3. A. B. C. 上 同文 ) 6. PENDING THE CONCLUSION OF

DIPLOMATIC NEGOTIATIONS IN TOKYO ON VARIOUS REVERSION MATTERS, THE ALTERNATES INVITE THE PRINCIPALS TO DIRECT THEM TO CONTINUE TO EXPLORE THE LOCAL ASPECTS OF REVERSION MATTERS ON WHICH ACTION MAY BE REQUIRED TO ASSURE A SMOOTH REVERSION OF OKINAWA

TO JAPAN.  
7. 冒頭 往復 6. 上 同文。(了)

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) <b>秘</b>	符号表示 暗 <b>略</b> 平	※ 総第 <b>09 145</b> 号
※ 第 <b>5</b> 号	※ 昭和 年 月 日 時 分 発	
<b>YYYY</b>	大至急・至急 普通・LTF	※ 発電係 <b>JAN 9</b>

主管 天 田 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 <b>アメリカ局長</b> 参事官 <b>北米一課長</b>	主管局部課 (室) 名 <b>米北 /</b> 起案 昭和 <b>45</b> 年 1 月 9 日 起案者 <b>加藤</b> 電話番号 <b>2465</b>
--	--	---

協議先  
**条約課長**  
**法規課長**

臨時代理大使  
**高瀬 大使**  
在 **沖繩**  
総領事 代理  
あて **外務** 大臣 発  
**電報** 在 **米** **和野 大使** 臨時代理大使  
総領事 代理 あて

件名  
**代理會議**

貴電第 14 号、及び 第 30 号、及び 第 31 号に關し、

1. 尚ほ各省庁と協議の結果、冒頭往電第 31 号の案文に 2 異議あり。 (不<sup>522.2.10.25</sup>、他省<sup>11.27.27</sup>)

同案文 6. の DIPLOMATIC NEGOTIATIONS とは 通商協定交渉<sup>(5.5.3)</sup> のみならず、外貨、赤字等

電信課長

145

1/9

MOF (岡島参)

ONTA (豊谷課長)

と協同

(※印欄内は電信係記入)

(昭和四二七一改正)

GB-1

一切の通商交渉事務を指すものであると了解  
(2.11.30.2念の爲)

2. 財政法関係 participation の 4 チネルに ついては  
対米在沖繩事務局と民政府企画局との間の  
4 チネルがあり、必要に応じて東京の外交 4 チネルと  
利用できるように、現段階には 112 冒頭往電  
第 14 号 1. の小委員会、如王 機構を新に  
設置する必要がある、適当であると認められる。  
5. 2 本件小委員会新設は見合わせるとして、  
2 の旨 上記 1. の案と併せ、米側に回答する  
ありたい。

GB-3

外務省

ソカヒ

大政通外務省  
事務次長 典房  
官官総務局長  
機給入電厚計  
文会營給  
国参調折企  
長領移  
参領旅移

ア参地中東  
長北東西  
参北北保  
中参一二  
参西東洋  
長西東

近ア参参近ア  
長次総経國万  
参参参  
長参政技二  
参國一理  
参参協協  
長参政経科  
参社専  
参参内外  
長文長  
一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

857

電信写

総番号(TA) 4088 主管  
71年1月28日 12時25分 3時 32分 発着  
71年1月28日 18時32分 本 省 着 北1

外務大臣 殿 臨時代理大使 総領事 代理

財政3項目の参加機能

第142号 略 至急

往電第25号に関し

27日米民政府クレマー計画局長の招きにより、当代表部山口及びおきなわ事務局コバヤシが、標記の件に関し会談したところその模様次の通り。

1. 「ク」は、「参加」問題は東京のあか字交渉とは全く別個の問題で、現地において行なうべきであると考えており、おきなわ北方対策庁カメヤ課長も同意見と了解するので、日本政府としても異存はないと思う。と述べたが当方よりは特に反論しなかつた。

2. 「ク」が日本政府は一けんの譲受人(RECEIVER)として財政に関し、どんな態度で今後臨むつもりかと質問したので下記のラインで応答しておいた。

(1) 71、72年度の予算執行上、借入れを行なつたり、特にあか字を出したりしない。

(2) 事業執行の促進を図り、くり越しを避け、債務負担行為もできるだけ行なわないようにする。

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

(3) 日本政府としてはりゆうきゆう政府に租税の一体化(間接税の増収)を期待し、米側には非りゆうきゆう人課税の引上げを期待したい。

(4) 72年度予算編成については、日本政府は従来より以上に密接な連絡をりゆうきゆう政府ととりながら成り行きを見守つていく。

3. 当方より「参加」についての会合のやり方については、先づ72年度りゆう政予算編成についてミヤギ企画局長から編成方針を聞いた後必要に応じ会合を開き参加の方途をたん求することとしてはどうかと示された。

4. これらに対し米側は、それぞれの項目につき次のように応じゆうした。

(1) 71年度予算の執行過程において、りゆう政は既に**おきなわ銀行から2百万ドルの借入れを行ない、更に8百万ドルの借入れを別途計画している。これらは年度内に返済する短期借入れかも知れないが、資金ぐりをらくにさせくり越要因、あか字要因になるという点で問題がある。**

(2) りゆう政の事業のくり越しの主体は、りゆう政自体でも解っていないのではなかろうか。自分達も解らないので(例えば4/号線その他事業)米側と日本側で実<sup>体</sup>を明らかにする必要がある。

(3) りゆう政に間接税引上げのちようこうが見受けられ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ないので、米側としては如何なる布令税法の改正にも応ずる訳にはいかないと考えている。

(4) 日本政府がりゆうきゆう政府と一語に米側に相談せずに予算編成を進めることはないと思うが、若しあるとすればその責任は日本政府が負うべきでけろう。

(5) 米側としては、りゆう政側(ミヤギ局長)を含めた3者会議を開く以前の段階において、日米のみで数回の打合せ会議が必要と考えており、財政3項目に関する具体的な「問題点」及びその改善案についての明確な結論を得てからりゆう政側に臨むべきである。(この点は特に米側が再三強調した)

5. 米側の考える財政上の「問題点」は、必ずしも整理された形では表明されなかつたが、米側は話し合いの過程で次の必要性を示さした。

(1) 事業及び財源のくり越状況、債務負担行為の状況の分せき、整理

(2) 人件費(PERSONNEL PAY ROLL)及び不必要な経費の削減化

(3) 資金運用部資金と銀行借入れのテモツク(短期借入れを含め)

(4) 課税水準の引上げ(所得税減税の廃止、間接税の増徴)

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

米側は日本政府の家父長的態度(PATERNALISTIC ATTITUDE)がりゆう政の放漫な財政の原因となつてい

6. 米側としては「ク」が、「参加」については、弁務官から日本政府と話し合いりゆう政を指導する権限を委任されているので、早急に取りかかりたいと考えており、今週中にも上記2.の4(5)の日米予備会合の申入れに対する正式回答を得たい旨述べた。

当方より、とりあえずの反応としてかかる会合はGRI側に複雑な心理的影響を与える可能性もあるのでしん重に対処したいと述べ早急回答を約して辞去した。

7. わが方としては、日米予備会談については、GRIの反応も考慮して、現地米側の考え方をより詳細にちよう取することを主目的としつつ、本日の如き非公式の形式により行なうこととし、他方りゆう政には東京等において直接指導によりわが方の考え方等内々意のあるところを随時理解徹底していせしめては如何かと思料される。

この場合も日米りゆうのアドホックの会合は、上記の話し合いの結果をふまえて、11月9日の合意書のミニマムを要請をみたすためにもその開催に應ぜざるを得ないと思うが、貴見何分のぎ至急回電ありたい。

(丁)

(字 年 月 日 18:30)

秘

ソカ  
ビ

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

755

次政事外外機官  
務務 典房  
次次 典房  
臣首官審察長長  
備備人電厚計  
備備文会管給

電信写

総番号(TA) 478ス 主管  
7/1年 2月 1日 7時50分 沖繩 発着 本北1  
7/1年 2月 1日 18時41分 本省

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

米国の対沖繩援助予算 (=2-ス リ-ス)

第151号 平  
往電才150号別電1

(以下英文別紙)

国長 参調析企  
領移 参領旅移

ア 参地中東  
長 北西  
参北北保  
中南  
参一二  
参西東洋  
長 西東

近ア 参書近ア  
長 次總經国万

長 参貿統  
長 参政技二  
長 参政協長 国一理

長 参参協規  
長 参政經科

長 参軍社尊  
長 参道内外

長 一二

THE EXECUTIVE BRANCH OF THE U.S. GOVERNMENT IS PLANNING TO MAKE AVAILABLE AN UNPRECEDENTED AMOUNT OF 44.2 DOLLARS MILLION FROM THE U.S. CIVIL ADMINISTRATION'S (USCAR) GENERAL FUND TO SUPPLEMENT THE ANNUAL BUDGET REQUEST TO THE U.S. CONGRESS FOR RYUKYUAN ECONOMIC AID, ACCORDING TO INFORMATION RECEIVED BY THE CIVIL ADMINISTRATION TODAY. THE PRESIDENT'S BUDGET, WHICH WAS SUBMITTED TO THE U.S. CONGRESS TODAY (OKINAWA TIME), REFERS TO DOLLARS 3,369,000 IN AID TO THE RYUKYUAN ECONOMY UNDER THE FISCAL YEAR 1971 ADMINISTRATION RYUKYU ISLAND, ARMY (ARIA) APPROPRIATION, ALREADY APPROVED BY THE CONGRESS AND RECENTLY SIGNED BY THE PRESIDENT, AND A REQUEST FOR CONGRESSIONAL APPROVAL OF AN ADDITIONAL DOLLARS 1,250,000 FOR FY 72. THE USCAR GENERAL FUND FINANCIAL PLAN FOR FY 71 AND 72 IS PRESENTED AS A SINGLE PROGRAM, "REFLECTING THE NEED FOR FLEXIBILITY AND DAY-TO-DAY OPERATION IN THE PRE-REVERSION PERIOD," THE PRESIDENT'S BUDGET SAID. THE RECEIPTS AND OBLIGATIONS OF THE GENERAL FUND PROGRAM ARE TENTATIVE AND DEPEND UPON THE RATE OF THE

PROGRESS OF CONSTRUCTION ON THE VARIOUS PUBLIC WORKS PROJECTS, THE REVERSION DATE AND REVERSION NEGOTIATIONS," THE BUDGET ADDED. IT WAS DISCLOSED IN THE BUDGET THAT THE CIVIL ADMINISTRATION'S HOLDINGS IN THE BANK OF THE RYUKYUS - AMOUNTING TO 51 PERCENT OF THE BANK'S STOCKS - WILL BE DISPOSED OF AT AN APPROPRIATE TIME PRIOR TO REVERSION, GIVING PREFERENCE TO RYUKYUAN PURCHASERS." IN ADDITION, IT IS PLANNED TO DISPOSE OF USCAR'S POL (PETROLEUM, OIL AND LUBRICANTS) FACILITIES THROUGH THEIR TRANSFER TO THE U.S. ARMY, THE BUDGET SAID. MAJOR GENERAL FUND PROGRAM EXPENDITURES PLANNED FOR THE 1971-72 PERIOD INCLUDE DOLLARS 15.4 MILLION FOR ROADS AND SOME OTHER ECONOMIC DEVELOPMENT PROJECTS: DOLLARS 9.8 MILLION FOR WATER PROJECTS, MAINLY THE COMPLETION OF THE FUKUJI DAM IN NORTHERN OKINAWA; DOLLARS 8.3 MILLION FOR EXPANSION OF FACILITIES OF THE RYUKYU ELECTRIC POWER CORPORATION (ERPC); DOLLARS 4.4 MILLION FOR THE LOAN PROGRAM OF THE RYUKYU DEVELOPMENT LOAN CORPORATION (RDLC); DOLLARS 3.5 MILLION FOR

ADDITIONAL SEWER CONSTRUCTION IN NAHA AND OTHER  
CONGESTED AREAS OF SOUTHERN OKINAWA ;  
AND DOLLARS 1.2 MILLION FOR CONTINUED FINANCING  
OF OKINAWA STUDYING IN THE U.S. UNDER THE  
RYUKYUAN SCHOLARSHIP PROGRAM OF THE DEPARTMENT  
OF THE ARMY. AMONG THE MAJOR PROJECTS PLANNED  
IS THE START OF CONSTRUCTION IN MARCH 1971 OF  
A NEW 85-MEGAWATT REPC POWER PLANT  
CONTING DOLLARS 13 MILLION ADJACENT TO ITS  
PLANTS IN MACHINATO. ALSO FUNDS WILL BE MADE  
AVAILABLE FOR THE PRELIMINARY DESING OF ADDITIONS  
TO THE POWER SYSTEM TO PROVIDE FOR ANTICIPATED  
INCREASES IN LOCAL POWER DEMANDS AFTER FY 72  
THE FUJUJI DAM AND OTHER CONSTRUCTION IS AIMED  
AT ENABLING THE RDWC  
TO MEET A PEAK DEMAND OF 83 MILLION  
GALLONS-PER-DAY IN FY 72 - AN INCREASE OF 25  
MILLION GALLONS- PER - DAY OVER THE PRESENT  
DEMAND. THE FOOD FOR FREEDOM PROGRAM, WHICH  
PROVIDES FREE SCHOOL LUNCHES TO ALL OKINAWA  
SCHOOL CHILDREN, WILL CONTINUE TO BE FINANCED  
UNDER THE U.S. PUBLIC  
LAW 480 IN FY 71 AND 72. THE PRESIDENT'S

-6-

BUDGET REVEALED THAT THE U.S. CONGRESS HAD  
RESTORED DOLLARS 476,000 TO THE REDUCED AMOUNT  
APPROVED BY THE HOUSE OF REPRESENTATIVES FOR  
ARIA AID IN FY 71. THIS WAS ONE-HALF OF THE  
DOLLARS 952,000 WHICH CIVIL ADMINISTRATOR ROBERT  
A. FEAREY AND DEPARTMENT  
OF ARMY REPRESENTATIVES AND ASKED TO BE  
RESTORED WHEN THEY TESTIFIED BEFORE CONGRESS  
IN AUGUST 1970. THE FINAL APPROVED AMOUNT OF  
DOLLARS 3,369,000 FOR FY 71 INCLUDES DOLLARS  
1,250,000 FOR PUBLIC SAFETY SERVICES;  
DOLLARS 943,000 FOR PUBLIC HEALTH, SANITATION  
AND MEDICAL PROGRAMS ;  
DOLLARS 650,000 FOR THE RYUKYUAN SCHOLARSHIP  
PROGRAM IN THE U.S. AND LOCAL ON-THE-JOB  
TRAINING ACTIVITIES SEMICOLON DOLLARS 525,000 FOR  
THE UNIVERSITY OF HAWAII MEDICAL TRAINING PROGRAM  
AT THE OKINAWA CENTRAL HOSPITAL;  
AND DOLLARS 1,000 FOR SHIPMENT OF DONATED GOODS. THE  
FY 72 PROGRAM CONSISTS OF DOLLARS 1,250,000 FOR  
PUBLIC SAFETY SERVICES, SIMILAR TO THE AMOUNT  
APPROPRIATED FOR FY 71.

(7)

-5-